

令和元年第3回

中津川市議会（定例会）議案

令和元年6月4日

令和元年第3回中津川市議会（定例会）議案目次

| | |
|-------|---|
| 報第 3号 | 繰越明許費繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・ 3 |
| 報第 4号 | 繰越計算書の報告について・・・・・・・・・・ 9 |
| 議第71号 | 中津川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について・・・・ 11 |
| 議第72号 | 中津川市中津区市有林野管理及び使用並びに使用料に関する条例 の一部改正について・・・・・・・・・・ 13 |
| 議第73号 | 中津川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について・・・・ 15 |
| 議第74号 | 中津川市火災予防条例の一部改正について・・・・・・・・・・ 18 |
| 議第75号 | 中津川市認定こども園の設置等に関する条例の制定について・・・・ 20 |
| 議第76号 | 市道路線の変更について・・・・・・・・・・ 24 |

報第3号

繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月4日提出

中津川市長 青山節児

平成30年度中津川市繰越明許費繰越計算書(一般会計)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|--------|------------|----------------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 03 民生費 | 01 社会福祉費 | 高齢者福祉施設等運営事業 | 13,623,000 | 13,328,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 13,328,000 |
| 03 民生費 | 02 児童福祉費 | 保育所施設営繕事業 | 132,887,000 | 132,887,000 | 0 | 0 | 101,700,000 | 0 | 31,187,000 |
| 03 民生費 | 02 児童福祉費 | こども園整備事業 | 27,983,000 | 25,295,000 | 0 | 3,839,000 | 20,300,000 | 0 | 1,156,000 |
| 04 衛生費 | 04 病院費 | 国保事業会計(直診勘定)繰出金事業 | 3,300,000 | 3,300,000 | 0 | 0 | 3,300,000 | 0 | 0 |
| 06 農林費 | 03 林業費 | 林業振興事業 | 2,760,000 | 2,760,000 | 0 | 2,760,000 | 0 | 0 | 0 |
| 06 農林費 | 03 林業費 | 林道整備事業 | 30,551,000 | 30,551,000 | 0 | 21,292,000 | 6,300,000 | 0 | 2,959,000 |
| 07 商工費 | 01 商工費 | 商業振興事業 | 4,695,000 | 4,695,000 | 0 | 4,695,000 | 0 | 0 | 0 |
| 07 商工費 | 01 商工費 | 観光施設管理事業 | 3,759,000 | 3,672,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3,672,000 |
| 08 土木費 | 02 道路橋りょう費 | 道路維持補修事業 | 56,700,000 | 51,800,000 | 0 | 0 | 16,400,000 | 0 | 35,400,000 |
| 08 土木費 | 02 道路橋りょう費 | 道路新設改良事業 | 459,948,000 | 333,660,000 | 0 | 84,424,000 | 146,300,000 | 0 | 102,936,000 |
| 08 土木費 | 02 道路橋りょう費 | 青木斧戸線道路整備事業 | 772,564,000 | 501,040,000 | 0 | 244,298,000 | 243,900,000 | 0 | 12,842,000 |
| 08 土木費 | 02 道路橋りょう費 | 濃飛横断自動車道関連道路整備事業 | 10,000,000 | 10,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 10,000,000 |
| 08 土木費 | 02 道路橋りょう費 | 神坂PAスマートインターチェンジ設置事業 | 189,500,000 | 153,356,000 | 0 | 56,500,000 | 35,400,000 | 59,500,000 | 1,956,000 |

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|--------|------------|------------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|------------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | |
| 08 土木費 | 02 道路橋りょう費 | 橋りょう新設改良事業 | 239,500,000 | 170,116,000 | 0 | 91,982,000 | 48,000,000 | 0 | 30,134,000 |
| 08 土木費 | 02 道路橋りょう費 | 交通安全施設設置事業 | 118,571,000 | 105,113,000 | 0 | 38,134,000 | 30,600,000 | 0 | 36,379,000 |
| 08 土木費 | 03 河川費 | 河川改修事業 | 28,000,000 | 21,946,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21,946,000 |
| 08 土木費 | 04 都市計画費 | リニア中央新幹線関連拠点整備事業 | 221,600,000 | 180,320,000 | 0 | 85,695,000 | 48,900,000 | 0 | 45,725,000 |
| 08 土木費 | 04 都市計画費 | 公園等維持管理事業 | 18,900,000 | 18,800,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 18,800,000 |
| 08 土木費 | 04 都市計画費 | 下水道事業会計繰出金事業 | 86,741,000 | 86,441,000 | 0 | 0 | 58,900,000 | 0 | 27,541,000 |
| 08 土木費 | 04 都市計画費 | リニア駅周辺土地区画整理事業 | 173,240,000 | 173,240,000 | 0 | 47,217,000 | 36,700,000 | 35,000,000 | 54,323,000 |
| 08 土木費 | 05 住宅費 | 公営住宅等整備事業 | 2,300,000 | 2,300,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2,300,000 |
| 09 消防費 | 01 消防費 | 消防団員活動事業 | 4,527,000 | 4,527,000 | 0 | 1,494,000 | 0 | 0 | 3,033,000 |
| 09 消防費 | 01 消防費 | 自主防災組織育成事業 | 1,912,000 | 1,912,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,912,000 |
| 10 教育費 | 02 小学校費 | 小学校施設営繕事業 | 847,617,000 | 847,617,000 | 0 | 92,192,000 | 713,200,000 | 0 | 42,225,000 |
| 10 教育費 | 03 中学校費 | 中学校施設営繕事業 | 280,542,000 | 280,542,000 | 0 | 44,630,000 | 224,100,000 | 0 | 11,812,000 |
| 10 教育費 | 04 高等学校費 | 阿木高校管理事務事業 | 32,918,000 | 32,918,000 | 0 | 0 | 31,200,000 | 0 | 1,718,000 |

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|----------|----------------|------------------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------------|------------|-------------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 10 教育費 | 05 幼稚園費 | 幼稚園施設営繕事業 | 42,649,000 | 42,649,000 | 0 | 6,224,000 | 34,600,000 | 0 | 1,825,000 |
| 10 教育費 | 06 社会教育費 | 公民館総務事業 | 11,149,000 | 9,799,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9,799,000 |
| 10 教育費 | 06 社会教育費 | 公民館を拠点とした地域づくり事業 | 62,588,000 | 62,588,000 | 0 | 0 | 59,400,000 | 0 | 3,188,000 |
| 10 教育費 | 06 社会教育費 | 文化会館改修事業 | 5,400,000 | 5,400,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5,400,000 |
| 10 教育費 | 06 社会教育費 | 文化施設管理運営事業 | 6,491,000 | 6,491,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,491,000 |
| 10 教育費 | 07 保健体育費 | 学校給食管理運営事業 | 27,054,000 | 27,054,000 | 0 | 0 | 25,700,000 | 0 | 1,354,000 |
| 11 災害復旧費 | 01 農林施設災害復旧費 | 農地・農業用施設災害復旧事業 | 3,806,000 | 3,806,000 | 0 | 1,363,000 | 0 | 1,363,000 | 1,080,000 |
| 11 災害復旧費 | 01 農林施設災害復旧費 | 林業施設災害復旧事業 | 21,224,000 | 21,224,000 | 0 | 11,989,000 | 6,300,000 | 0 | 2,935,000 |
| 11 災害復旧費 | 03 公共土木施設災害復旧費 | 道路橋りょう災害復旧事業 | 24,000,000 | 24,000,000 | 0 | 9,374,000 | 3,500,000 | 0 | 11,126,000 |
| 11 災害復旧費 | 03 公共土木施設災害復旧費 | 河川災害復旧事業 | 7,000,000 | 7,000,000 | 0 | 4,510,000 | 2,400,000 | 0 | 90,000 |
| 計 | | | 3,975,999,000 | 3,402,147,000 | 0 | 852,612,000 | 1,897,100,000 | 95,863,000 | 556,572,000 |

平成30年度中津川市繰越明許費繰越計算書(国民健康保健事業会計(直営診療施設勘定))

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|--------|----------|-----------|------------|------------|-------------|---------|------------|-----------|--------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 01 総務費 | 01 総務管理費 | 阿木医科一般管理費 | 13,364,000 | 13,364,000 | 0 | 0 | 10,000,000 | 3,300,000 | 64,000 |
| 計 | | | 13,364,000 | 13,364,000 | 0 | 0 | 10,000,000 | 3,300,000 | 64,000 |

平成30年度中津川市繰越明許費繰越計算書(下水道事業会計)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|-----------|-----------|-----------------|-------------|-------------|-------------|------------|-------------|------------|------|
| | | | | | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| | | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 01 下水道事業費 | 01 下水道事業費 | 下水道整備事業(中津川処理区) | 81,000,000 | 81,000,000 | 0 | 18,500,000 | 54,600,000 | 7,900,000 | 0 |
| 01 下水道事業費 | 01 下水道事業費 | 下水道整備事業(坂本処理区) | 179,640,000 | 174,340,000 | 0 | 39,199,000 | 56,600,000 | 78,541,000 | 0 |
| 計 | | | 260,640,000 | 255,340,000 | 0 | 57,699,000 | 111,200,000 | 86,441,000 | 0 |

報第4号

繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、繰越計算書を次のとおり報告する。

令和元年6月4日提出

中津川市長 青山節児

平成30年度中津川市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算計上額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明 |
|----------|----------|-----------|------------------|---------|------------------|-----------------|-----------------|----------------|------------------|--------|----------------------------|----------------|
| | | | | | | 企業債 | 工事負担金 | 繰越工事資金 | 過年度損益勘定留保資金 | | | |
| 01 資本的支出 | 01 建設改良費 | 上水道施設改良事業 | 円 211,416,000 | 円 0 | 円 211,416,000 | 円 10,000,000 | 円 48,312,000 | 円 3,976,000 | 円 149,128,000 | 円 0 | 円 0 | 下水道工事等の繰越によるため |
| 計 | | | 211,416,000 | 0 | 211,416,000 | 10,000,000 | 48,312,000 | 3,976,000 | 149,128,000 | 0 | 0 | |

議第71号

中津川市附属機関の設置等に関する条例の一部改正について

中津川市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

中津川市上下水道事業経営審議会の委員の定数を増加するため、この条例を定めようとする。

中津川市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市附属機関の設置等に関する条例（平成10年中津川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表中津川市上下水道事業経営審議会の項中「15人」を「20人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第72号

中津川市中津区市有林野管理及び使用並びに使用料に関する条例の一部改正
について

中津川市中津区市有林野管理及び使用並びに使用料に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

神坂生産森林組合の解散により、市に無償譲渡された山林の管理と貸付けを行うため、この条例を定めようとする。

中津川市中津区市有林野管理及び使用並びに使用料に関する条例の一部を改正する条例

中津川市中津区市有林野管理及び使用並びに使用料に関する条例（昭和26年中津川市条例35号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（定義）

第1条 この条例において「林野」とは地区等（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第1項に規定する生産森林組合を含む。）の所有していた林野（以下「地域住民の共有林」という。）の所有権を寄付等によって市に帰属させたものをいう。

第4条中「中津区」の次に「（中津川市手賀野地区、駒場地区、中津川地区及び神坂地区をいう。以下同じ。）」を加える。

第6条第2項を削る。

第7条第1項中「部分林」の次に「（第2条第2号に規定する9、1部分林地区及び同条第3号に規定する7、3部分林地区を言う。以下同じ。）」を加える。

第14条中「には、落葉松を植え」を「は、くい等により」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（経過措置）

2 地域住民の共有林の所有権を寄付等によって市に帰属させる前に交付を受けた部分林貸与証書は、第6条第1項の規定により交付された部分林野貸与証書とみなす。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和元年分の使用料から適用する。ただし、改正前の条例により徴収すべき使用料については、なお従前の例による。

議第73号

中津川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

中津川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

中津川市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年中津川市条例第43号）の一部を次のように改正する。

第1条中「同法施行令」を「災害弔慰金の支給等に関する法律施行令」に、「著しい障害」を「著しい障がい」に改める。

第2条中「定義」を「意義」に改める。

第4条第1項第1号中「維持していた遺族」の次に「（兄弟姉妹は除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

5 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して災害弔慰金を支給するものとする。

第9条中「掲げる程度の障害」を「掲げる程度の障がい」に、「障害者」を「障がい者」に改める。

第10条中「障害者」を「障がい者」に改める。

第13条第2項中「規則で定める場合は」を「令第7条第2項に規定する内閣総理大臣が定める場合は」に改める。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利子）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金の貸付けは、保証人を立てる場合は、無利子とする。

3 災害援護資金の貸付けは、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後の利子は、年3パーセント以内（延滞の場合を除く。）で規則で定める。

4 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条を削る。

第16条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同

条第3項中「、保証人」を削り、「令第8条から第12条まで」を「令第8条から第11条まで」に改め、同条を第15条とし、第17条を第16条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

議第74号

中津川市火災予防条例の一部改正について
中津川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

中津川市火災予防条例の一部を改正する条例

中津川市火災予防条例（昭和 37 年中津川市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が一種」に改め、第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第75号

中津川市認定こども園の設置等に関する条例の制定について
中津川市認定こども園の設置等に関する条例を次のように制定するものとする。

令和元年6月4日提出

中津川市長 青山節児

提 案 説 明

幼保連携型認定こども園を設置するため、この条例を定めようとする。

中津川市認定こども園の設置等に関する条例

(設置)

第1条 小学校就学前の子どもに対し、一貫した幼児教育及び保育を実施するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）第12条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園（法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下「認定こども園」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 認定こども園の名称及び位置は、次のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|--------|----------------|
| 坂本こども園 | 中津川市茄子川841番地の1 |

(事業)

第3条 認定こども園は、法第9条各号に掲げる目標を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 幼児教育及び保育
- (2) 法第2条第12項に規定する子育て支援事業のうち、市長が必要と認める事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(入園資格)

第4条 認定こども園に入園できる者は、満3歳以上で小学校就学の始期に達するまでの子ども及び満3歳未満の保育を必要とする子どもとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、当該認定こども園の定員に余裕のある場合に限り、保護者から保育の委託を受けた子ども（以下「私的契約児」という。）を入園させることができる。

(入園の制限)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の認定こども園への入園を制限し、又は退園させることができる。

- (1) 感染症疾患を有する者

- (2) 身体的虚弱等のため保育に耐えない者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育又は保育上支障があると認められる者
(利用者負担額等)

第6条 市長は、認定こども園において第3条第1号に規定する事業を利用する保護者から、中津川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等を定める条例（平成26年中津川市条例第40号。以下「利用者負担額条例」という。）に定める利用者負担額を徴収する。

2 市長は、認定こども園において第3条第2号及び第3号に規定する事業を利用する保護者から利用者負担額を徴収する。

3 前項の利用者負担額は、事業の実施に伴い必要となる費用の実費相当額を上限に、別に規則で定める。

4 市長は、前3項に定めるもののほか、事業の実施に伴い必要となる費用の実費相当額を徴収することができる。

5 市長は、第4条第2項の規定による私的契約児を入園させようとする保護者から、私的契約児に係る利用者負担額を徴収する。

(利用料の減免)

第7条 市長は、利用者負担額条例第3条の規定により、利用者負担額を減免することができる。

(委任)

第8条 この条例で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(中津川市幼稚園の設置等に関する条例の一部改正)

2 中津川市幼稚園の設置等に関する条例（昭和39年中津川市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中津川市立坂本幼稚園の項を削る。

(中津川市保育所の設置等に関する条例の一部改正)

3 中津川市保育所の設置等に関する条例（昭和39年中津川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表坂本保育園の項を削る。

議第76号

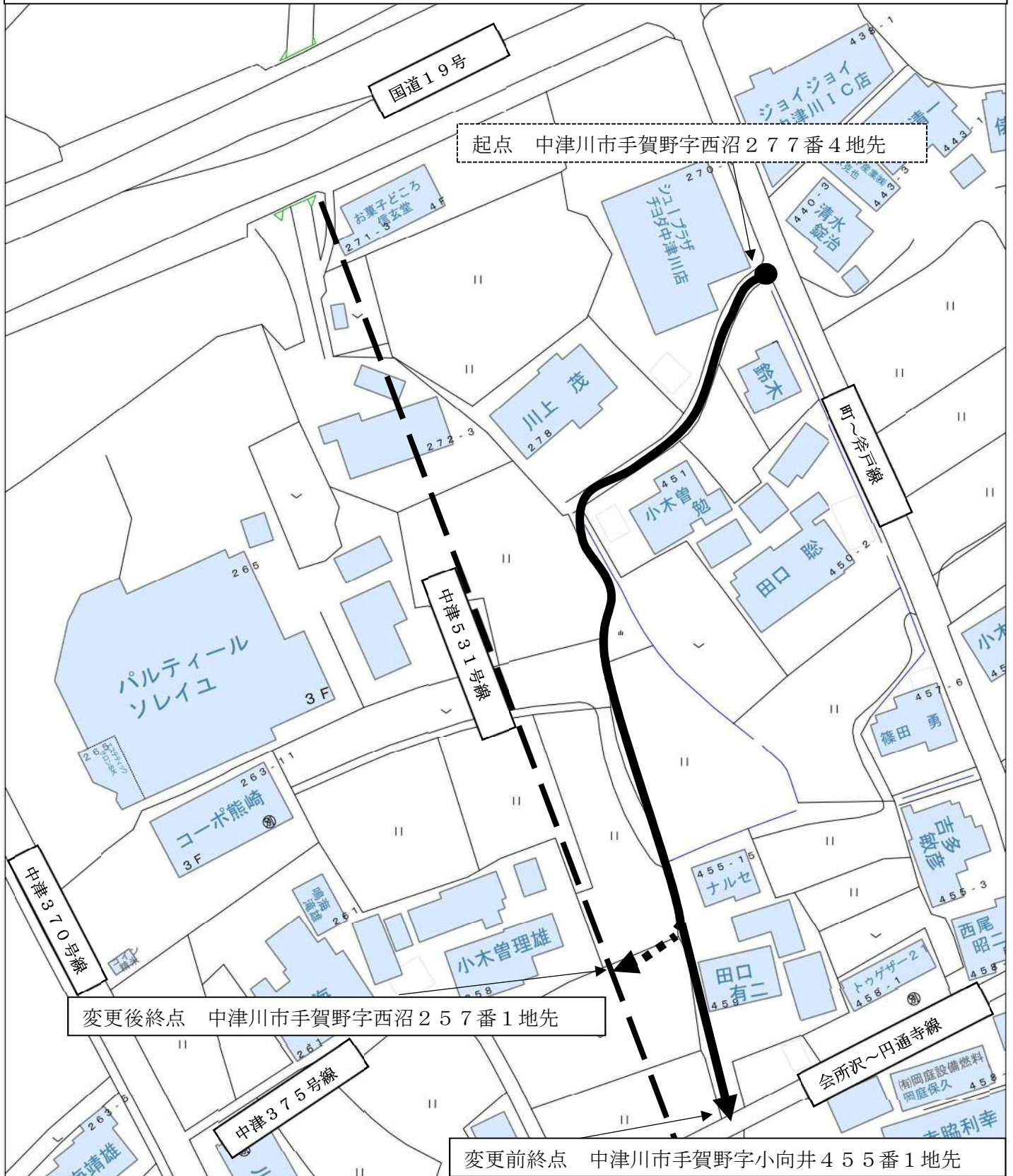
市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定により、次の市道路線を変更したいので、議会の議決を求める。

令和元年6月4日提出

中津川市長 青山節児

| 路線番号 | 路線名 | 前後 の別 | 起 | 点 |
|------|---------|----------|--------------------|---|
| | | | 終 | 点 |
| 1374 | 中津374号線 | 前 | 中津川市手賀野字西沼277番4地先 | |
| | | | 中津川市手賀野字小向井455番1地先 | |
| | | 後 | 中津川市手賀野字西沼277番4地先 | |
| | | | 中津川市手賀野字西沼257番1地先 | |



| 路線番号 | 路線名 | 道路延長 (m) | | 道路幅員 (m) | 凡例 |
|------|---------|----------|--------|-----------|----|
| 1374 | 中津374号線 | 変更前 | 179.00 | 1.30~3.05 | |
| | | 変更後 | 154.00 | 1.30~4.00 | |